

プラスチックや金属を 屋外保管するときは **許可**が必要になります!



特定再生資源屋外保管業を許可制とする埼玉県条例が
令和7年1月1日から施行されます



- 令和7年1月1日以降、埼玉県内※で屋外保管業を行う場合には、埼玉県知事の**許可**が必要になります。

(施行の際現に屋外保管業を行っている場合には**令和7年6月30日**までに埼玉県知事に届出をすれば、許可されたものとみなされます。)

※さいたま市内及び越谷市内で屋外保管業を行う場合には、それぞれの市の条例の定めるところによります。

- 保管の高さ等、条例で定める**ルールを守る**必要があります。
- 無許可や無届出、ルール違反等の場合には、**罰則**があります。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

1. 特定再生資源について

特定再生資源とは次の**金属等（金属、プラスチック、雑品スクラップ（金属とプラスチックの混合物））**を指します。なお、廃棄物処理法で規定する廃棄物、有害使用済機器等、一部を除きます。

○使用を終了し収集された製品（金属等が使用されているもの）

○製品の製造、販売、土木建築工事等の人の活動に伴い副次的に得られた金属等（例 買い取った銅、金属くず、自転車、プラスチック、ペットボトル等）

これら特定再生資源を屋外で保管する事業場（面積100m²を超える場合）は次のような規制が適用されます。



2. 規制の概要

①標識の掲示



- ・見やすい場所に、氏名又は名称等を記載した標識を掲げる
こと（たて60cm×横60cm以上）
- ・インターネットで閲覧できる状態にすること（従業員が5人
以下の場合又はウェブサイトを用意していない場合は不要）

③囲いの設置



- ・保管の場所の周囲に囲いを設置
- ・保管物の荷重が直接囲いにかかるおそれがある場合には、構造耐力上安全であること

②保管の高さ



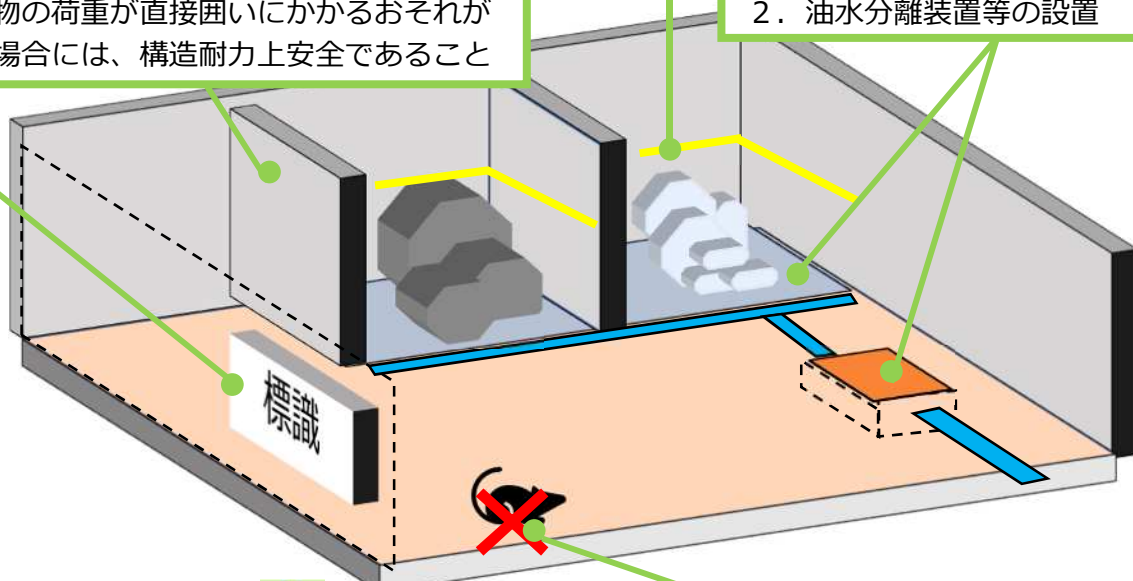
規則で定める高さを超えないこと
（詳細は次ページに記載）

④汚水の対策



汚水又は油が流出し、地下に浸透する
おそれがある場合には、次の措置

1. 底面が不浸透性の材料で覆う
2. 油水分離装置等の設置



⑤火災防止措置



- ・特定再生資源以外の物と混合しない
- ・電池、潤滑油等火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、可能な範囲で適正に回収し、処理
- ・保管の単位の面積を200m²以内
- ・隣接する保管物の保管の単位の間隔は2m以上
（仕切りが設けられている場合を除く）

⑥ねずみ、害虫対策



ねずみの生息や蚊・はえその他の害虫の発生を
防止する措置

⑦飛散流出対策



汚水又は油が飛散・流出・地下浸透することや、
悪臭の発散を防止する措置

⑧騒音・振動対策



生活環境の保全上の支障を防止する措置

⑨現場責任者の設置



事業場ごとに事業を管理、監督できる者を選任

⑩台帳の作成及び保存



特定再生資源の取引の年月日、種類等を記載した
台帳を作成し5年間保存

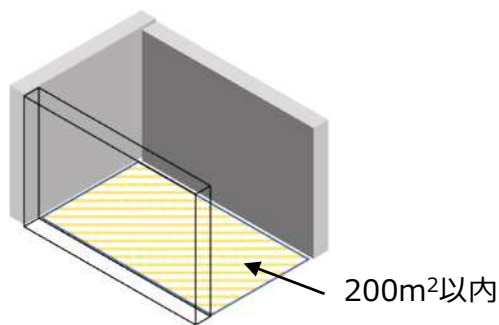
⑪名義貸しの禁止



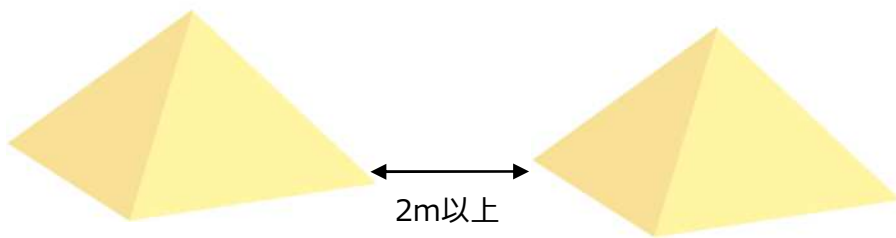
自分の名義で他人に特定再生資源屋外保管業を
行わせてはならない

3. 保管場所の面積と距離について（例）

- ・保管場所の単位面積は200m²以内



- ・隣接する保管場所の距離は2m以上（仕切りが設けられている場合を除く）

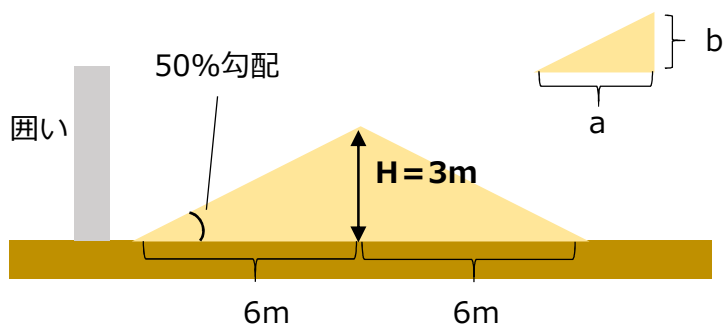


4. 保管できる高さについて（例）

■ : 保管可能範囲 H : 保管できる高さ（※雑品スクラップの場合は最大5m）

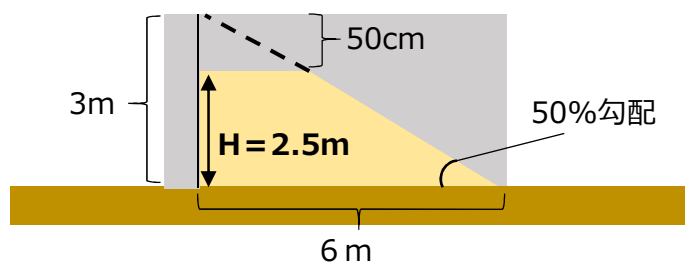
①保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合

- ・50%勾配の高さ 50%勾配 = a : b = 2 : 1



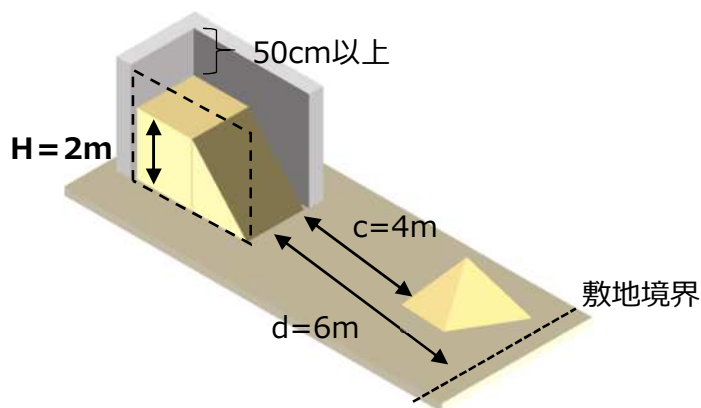
②保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合

- ・（囲いの高さ - 50cm）又は（50%勾配の高さ）のうちいずれか低いもの



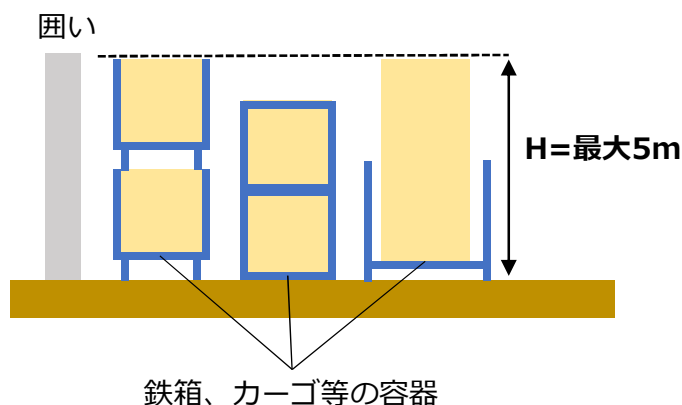
③保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合

- ・特定再生資源屋外保管業の用に供する施設の距離（c）又は敷地の境界線への距離（d）のうち最小のものの2分の1に相当する高さ（ $H = (c \text{ 又は } d) / 2$ ）



④囲いに直接負荷がかからず容器で保管する場合

- ・最大5m



5. 手続きについて

事業を始めるには、次のフローのとおり埼玉県の許可が必要です。

なお、令和7年1月1日にすでに事業を行っている事業場については、令和7年6月30日までに届出することで許可を受けたとみなされます。また、規制の一部が適用されません（詳細は6.経過措置のとおり）。

事業開始前

事前協議

住民説明会等

許可申請

許可後
事業開始

5年ごとに
更新

6. 経過措置について

- 令和7年1月1日にすでに事業を行っている事業場は、「2.規制の概要」の次の規制が適用されません。
- ・②保管の高さ、⑤火災防止措置、⑥ねずみ、害虫対策、⑦飛散流出対策、⑧騒音・振動対策（令和7年1月1日から6月間）
 - ・③保管の場所の周囲に囲いを設置、④汚水の対策（令和7年1月1日から5年間）
 - ・③保管物の荷重が直接囲いにかかるおそれがある場合には、構造耐力上安全であること（期間なし）

7. 違反・罰則について

条例に違反した場合・・・



8. 問合せ先

名称	所在地・電話番号	管轄地域
中央環境 管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎3階 ☎048-822-5199 ㊟048-822-5139	川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 桶川市、北本市、伊奈町
西部環境 管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階 ☎049-244-1250 ㊟049-246-7885	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境 管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 東松山地方庁舎2階 ☎0493-23-4050 ㊟0493-23-4114	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境 管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 秩父地方庁舎2階 ☎0494-23-1511 ㊟0494-23-6679	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境 管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎3階 ☎048-523-2800 ㊟048-526-3949	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、 上里町、寄居町
越谷環境 管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎3階 ☎048-966-2311 ㊟048-966-5600	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境 管理事務所	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 ☎0480-34-4011 ㊟0480-34-4785	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
埼玉県 産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 第三庁舎2階 ・新規許可に関すること ☎048-830-3121 ㊟048-830-4774	—

さいたま市、越谷市内の事業場に係る規制については、両市担当課までお問い合わせください。

- ・さいたま市 産業廃棄物指導課 ☎ 048-829-1608 ㊟ 048-829-1933
- ・越谷市 廃棄物指導課 ☎ 048-963-9188 ㊟ 048-963-9175

その他詳細は埼玉県のホームページをご覧ください。

埼玉県 スクラップヤード条例

検索



二次元コード